

APPの違法伐採への関与についての
WWF インドネシアの報告書に対する
同社の回答の分析

WWF インドネシア

2004年7月13日

WWFインドネシアは、以下の2報告書を発表しました。

1. アジアパルプアンドペーパーのインドネシアの工場が消費する木材の適法性について：2003年1-10月（2004年6月8日）¹、
2. スマトラ島リアウ州における違法伐採のモニタリング：2003年8月及び2004年4月にテッソ・ニロ国立公園提案地で違法に伐採された木材がAPPのインダキアットパルプアンドペーパー工場へ供給される（2004年6月16日）²。

APPの弁護士と広報担当者は、上記の2報告書を論駁するために苦心しました。しかし、WWFインドネシアは自らの結論が正確であることを確信しています。以下に、2004年7月3日付けのAPP Response to WWF Indonesia Reports on Illegal Loggingの5項目に対するWWFの回答を説明します。

1. APPの木材供給体であるMapala Rabdaがブキバツ野生動物保護区内で伐採を行ったというWWFの結論（WWFインドネシア 2004年6月8日）に関して。

APPはMapala Rabdaがブキバツ保護区内で伐採していたことを否定しました。この主張を証拠立てるため、APPは内部的に作成した地図による保護区の境界線だけに言及しています。APPが回答の中で引用した複数の利害関係者によるチームは、そのアセスメントにおいて“1998年に行われたブキバツ保護区の地図再構築に基づく境界線³”だけしか使っていません。複数の利害関係者チームは、“正確な境界線を確認する”ために設けられ、4地点のGPS（全地球測位システム）位置を計測しましたが、これら4地点（図1の黄色い点1-4）は、APPが1998年に内部的に再構築した地図によって決められるブキバツ保護区の北東の境界線上にしかありません。

内部的に作ったこの地図は、全く法的資格を有しません。さらにWWFの見解では、この地図は保護区の間違った境界線を規定しています。APP版の境界線は、インドネシアの林業省が1999年に法的に認知したブキバツ野生動物保護区の境界と、2003年に法的に認知したMapala Rabdaコンセッションの境界線に反するものです。そして、複数の利害関係者によるチームは、Mapala Rabdaが実際に伐採を行った場所が、政府に認知される境界線を遵守していたか否かについては、その評価を行っていません。

¹ WWF ジャパン HP からダウンロード：http://www.wwf.or.jp/lib/forest/Legality_of_APP_Timber_jpn.pdf

² WWF ジャパン HP からダウンロード：http://www.wwf.or.jp/lib/forest/Monitoring_of_Illegal_Logging_jpn.pdf

³ “Report on the Results of the Inspection of the Bukit Batu Suaka Margasatwa Boundaries – Bukit Batu” January 27, 2004

2003年11月に行われた監査の際、APPに任命された独立のLEI⁴ 監査員たちは、Mapala Rabda が実際に伐採活動を行った場所で5地点のGPS位置を計測しました（図1の赤いX印）。図1は、これら5地点がブキバツの法的な境界線（黒、緑、黄色の3境界線）の内部にあることを示します。APPは、この件に関しては何の説明も行っていない。ですから、Mapala Rabda がブキバツの合法的な境界線の内部で違法に伐採を行ったというWWFの結論は、反駁されていません。

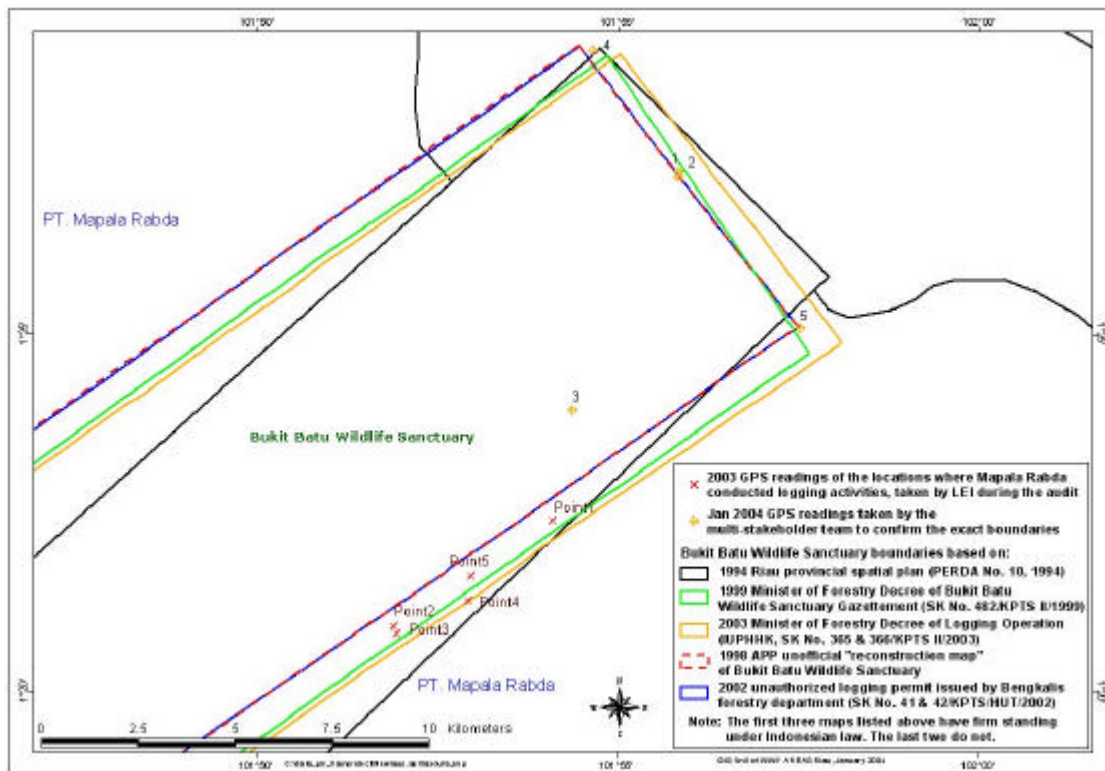


図1. Mapala Rabda が実際に違法伐採を行った場所で、LEI 監査員が2003年11月の監査中にGPS位置を計測した5地点（赤X印）と、複数の利害関係者チームが2004年1月に、正確な境界線を確認するためにGPS位置を計測した5地点（黄色いマーク）

地図内の凡例訳

X 2003年11月の監査中に、Mapala Rabda の実際の伐採活動場所でLEI がGPS位置を計測した地点

? 2004年1月に、複数の利害関係者チームが正確な境界線確認のためGPS位置を計測した地点

ブキ・バツ保護区の境界線を規定する5種類の地図：

1994年リアウ州土地利用計画（PERDA No.10, 1994）

1999年林業大臣令によるブキバツ野生動物保護区（SK No.482/KPTS II/1999）

2003年林業大臣令による伐採許可（IUPHHK, SK No.365 & 366/KPTS II/2003）

1998年APPに非公式に“再構築”されたブキバツ保護区

2002年にBengkalis地区林業局が発行した、認定されていない伐採許可（SK No. 41 & 42/KPTS/HUT/2002）

注意：最初の3地図はインドネシア法に基づいた確固たる効力をもつ。しかし、最後の2地図はそうではない。

⁴ LEIは、独立認証機関である Indonesian Ecolabelling Instituteの略称

2. APP が、木材供給者 Mapala Rabda から違法に伐採された木材を購入していたとする WWF の結論 (WWF インドネシア 2004 年 6 月 8 日) に関して。

APP の弁護士は、Mapala Rabda が自然林を伐採して 2002 年に 120 万 m³、2003 年には 140 万 m³ もの木材を伐採する際に使った Bengkalis 地区長発行のライセンスは合法だと主張します。つまり APP は、2003 年 5 月に法の抜け穴が明確に取り除かれるまでの間、インドネシアの法律にある曖昧さに乗じて、Mapala Rabda コンセSSION 内の広大な森林を破壊していたことを認めています。

WWF は、APP がこの疑わしい地区許可の諸条件さえも守ることができなかったことに気付きました。まず 1 点目は、Mapala Rabda コンセSSION 内での伐採が、この地区許可が失効した後も続いていたことです。この許可は、2002 年 7 月に開始、1 年間有効だったため、2003 年 7 月に失効しています。同地区長は、その際許可を延長することを拒否しています。にもかかわらず、伐採は 2003 年 10 月まで引き続き行われました。2003 年 11 月以降、Mapala Rabda コンセSSION での伐採は、州政府による土地皆伐許可のもとに行われたようです。

第 2 点目は、Mapala Rabda に与えられた地区許可の諸条件の重大な違反です。この地区許可は、30 万 m³ の伐採を許可しています。しかし、2003 年の 10 ヶ月間だけで、Mapala Rabda は 140 万 m³ 以上を伐採しました。これは、法的に許可された最大伐採量の 370% 増にもなります。

3. Agro Mandiri が、その架空ユニットを伐採場所と偽った木材を APP に供給していたという WWF と LEI 監査員の結論 (WWF インドネシア 2004 年 6 月 8 日) に関して。

APP の木材供給体のうち、地区許可を受けて操業する企業の中でも主要な一社である Agro Mandiri に与えられた土地 2 箇所を、LEI 監査員が WWF や林業省と共に訪れた際、それらのユニットでは伐採活動が行われていなかったという WWF インドネシアによる情報について、APP は異論を唱えていません。LEI や WWF インドネシアがこれら Agro Mandiri の、伐採活動が行われていない土地を訪れていたその間にも、Agro Mandiri からのものと称される木材が APP 工場内に運搬されていたことにも APP は反論していません。しかし、APP は今になり、Agro Mandiri にはこれらの他にも土地が 3 箇所与えられていたので、当時インダキアット工場に供給されていた Agro Mandiri の木材はこれら 3 箇所のどこかから供給されていたのだ、と主張しました。

WWF は、この主張に対して大変懐疑的です。APP のインドネシアで最大の工場であるインダキアットは、2003 年の木材供給の多くをこの Agro Mandiri に依存しています。にも関わらず、1 週間の監査中に、LEI / WWF / 林業省による監査チームが Agro Mandiri コンセSSION を監査していた間には、その存在を主張するこれら 3 つの土地のことを、APP は同チームに全く報告していません。この事実を考慮すれば、APP がそのパイヤーに対して、パルプ材を責任ある合法的供給源から購入していると、一体どうやって信頼できる形で保証するのか、WWF には理解し難いのです。

4. 2003年8月にテッソ・ニ口内で伐採された違法材を購入していたという WWF の結論 (WWF インドネシア 2004年6月16日) に関して。

APP は、テッソ・ニ口国立公園提案地内からの違法材を購入したという事実を否定していません。 その代わりに、その反論の中で APP は、2003年8月に発見された違法材の供給者に対して何の措置もとらなかったという WWF の主張に懸念を表明しています。しかし、WWF は報告書でそのような主張はしていません (WWF インドネシア 2004年6月16日)。

6月16日付の報告書を発表した主な目的は、APP がその紙上のコミットメントにも関わらず、明らかに違法で、さらに、WWF の見解では、APP が最小の努力を払いさえすれば違法だと判断できたはずの木材を購入し続けていることを、APP の世界中のステークホルダーに報告することでした。WWF のこれまでの経験では、APP は、違法活動に関するゆるぎない証拠を提示される度に、その個々のケースに対する措置をとっています。しかし WWF の見解では、これらの措置は、違法材を全く受け入れないことを確実にするために必要な同社の方針や実務の抜本的な改革を伴わないものです。

WWF は、リアウ州の自然林の保護のため、APP との協議を3年間続けてきました。2003年8月19日、APP と WWF は同意書に署名しました。その中で、APP は、(テッソ・ニ口国立公園提案地の様な) “保護価値の高い森林の保護” や、“国内法を遵守し、合法的な伐採や運搬によらない木材を漏れなく発見・拒否する木材調達システムを導入すること” にコミットしています。APP は、供給木材の合法性についての独立監査を、LEI に委託して行いました。さらに、2004年2月に、APP は合法木材供給に関するコミットメントも含めた“持続可能性アクションプラン” を発表しました。

その一方で、WWF の森林犯罪調査ユニットは、APP がテッソ・ニ口国立公園提案地で伐採される違法材を購入している証拠を発見し続けています。WWF は、APP にこれらの結果を繰り返し報告しました。その度に APP は、WWF の主張を調査し、もし真実であれば、関与した供給者との契約を更新しないか、または停止すると回答しました。しかし、毎回、WWF の森林犯罪調査ユニットは、また他のグループがテッソ・ニ口からの違法材を APP へ供給している証拠をつかみ、APP は同じ回答をしました。このパターンが、2003年8月、また2004年4月にも繰り返されたのです。

5. 2004年4月に APP がテッソ・ニ口内で伐採された違法材を購入していたという WWF の結論 (WWF インドネシア 2004年6月16日) に関して。

APP は、ライセンスプレート BM8885AT と BM9789AB のトラック 2台がテッソ・ニ口国立公園提案地内にあるコンセッション地域から木材を積んで出発し、各自 29時間後、45時間後にインダキアット工場で木材を積み降ろしたという WWF の調査結果を認めました。

APP は、しかし、インダキアット工場でこれら 2台が積み降ろした木材は、テッソ・ニ口国立公園提案地からのものではないと推測しています。APP によれば、これら 2台は、テッソ・ニ口の木材を“第三者”に運搬したあと、APP が合法コンセッションだと主張する他の場所で木材を積み直し、インダキアット工場に向かったというのです。

実際は、WWF インドネシアの森林犯罪調査ユニットは、BM8885ATトラックがテッソ・ニロを出発し、インダキアット工場に 29 時間後に到着するまで追跡し続けました。この行程の間、このトラックは一度も木材を積み降ろしたり積み直したりしていません。その代わりにこのトラックは、何度も色々な場所で止まったため、APP が “ 信じ難い ” と考えるほどのんびりした旅となったのです。

森林犯罪調査ユニットによる、BM8885AT の追跡データは以下の通りです（図 2 も参照のこと）。

2004 年 4 月 16 日

- 16:35**、テッソ・ニロ国立公園提案地内の伐採地から、木材を積んで出発。
- 19:15**、Gunung Sari のレストランで停車、木材運搬の配送指示書をピックアップ。
- 20:30**、Simpang Koran で停車、車の状態を点検、タイヤを変える。
- 23:30**、Simalinyang のレストランで停車、一晩宿泊。

2004 年 4 月 17 日

- 04:30**、Simalinyang のレストランを出発。
- 05:00**、Sungai Pagar の Restaurant Roda Baru で停車。
- 11:00**、Pekanbaru 郊外の Arengka のレストランで停車。
- 14:00**、Arengka から出発。
- 18:05**、Km 32 Minas にある Minas Post、木材運搬のチェックポイントで停車。
- 21:38**、数時間並んで待機したあと、APP 工場へ入る。

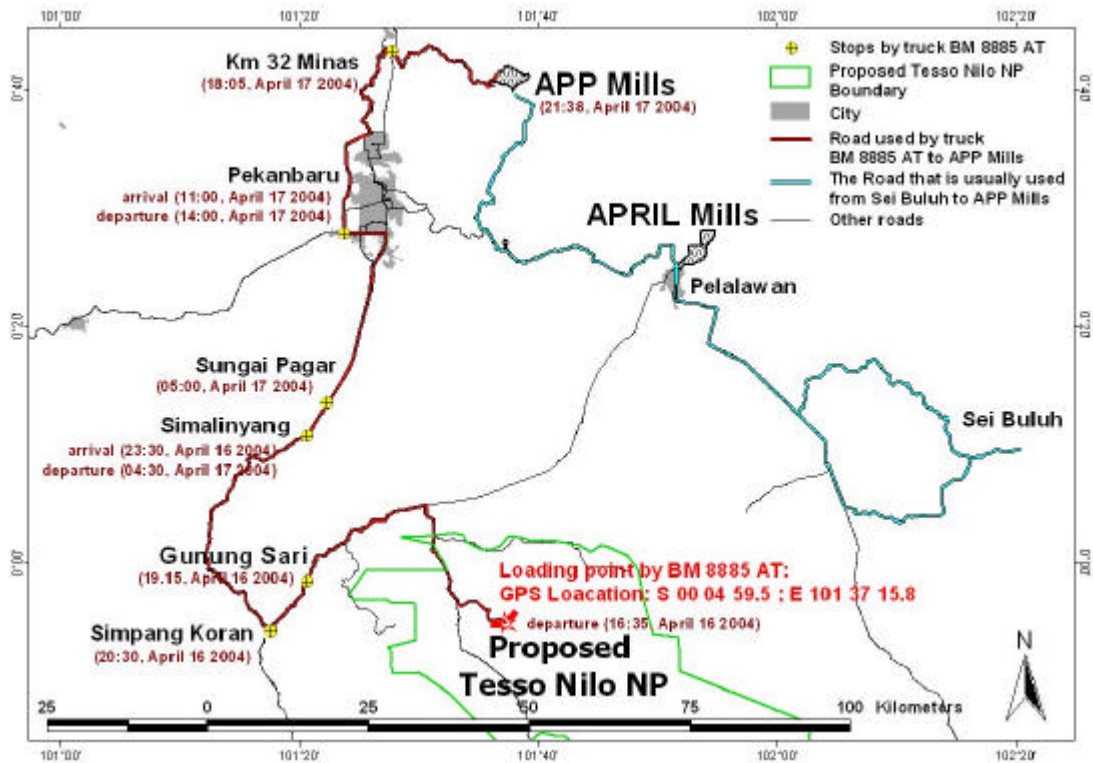


図2. テッソ・ニロ国立公園提案地内の違法伐採・積荷場所からAPP工場までのBM8885ATの追跡ルート。BM8885ATの木材積載場所（GPS位置：S 00 04 59.5；E 101 37 15.8、テッソ・ニロ国立公園提案地の緑の境界線にある、赤い印のある場所）からAPP工場までのルート（太線）とトラックが停車した場所（⊕）を示す。